



研究費の適正な執行に、 より高い意識をもつ組織風土の形成を目指して

立命館大学 学長・最高管理責任者 仲谷 善雄

本大学は、新たな社会共生価値を創出する「次世代研究大学」を目指すべく動き始めました。その実現のためには、これまで以上に研究ならびにオープン・イノベーションを進めていかなければなりません。しかし、どれだけ高度な研究を進めようとも、その過程において研究倫理に反するようなことがあってはなりません。これまで本大学は「立命館大学研究倫理指針」において、研究者の責務および行動規範を定めるとともに、研究費のより適正な執行を確保する取り組みの充実を図ってまいりました。

2021年2月、文部科学省の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」が改正され、「ガバナンスの強化」「意識改革」「不正防止システムの強化」を3本柱とし、不正使用防止対策の徹底を各大学に求めています。

最高管理責任者として、研究費不正使用の防止に関する高い意識を持った組織風土の形成を図るため、コンプライアンス教育、啓蒙活動に取り組んでまいります。また、その活動の一環として、研究費の適正な執行にかかわる情報などを定期的にお伝えする「Guidepost - 公的研究費適正執行 Newsletter -」を発行いたします。

皆様におかれましては、このニューズレターの情報などもご参考にされ、研究費の適正な執行に対する理解を深めていただき、日々の研究活動を適正かつ円滑に遂行されることをお願い申し上げます。



「公的研究費の管理・監査のガイドライン」改正のポイントについて

ガイドラインに基づく管理・監査体制については、各研究機関において土台となる基本的体制が整備され、不正防止の取組が行われてきましたが、他大学・研究機関では、**依然として様々な形での研究費不正が発生し続けています**。このような状況を受けて、文部科学省は、研究機関全体の意識改革を図り、研究不正の防止に関する高い意識を持った組織風土を形成するために、次の3項目を柱に不正防止強化を掲げています。

特に、これまで実施してきた「**コンプライアンス教育**」の実施と「**誓約書**」の提出に加え、新たに「**啓発活動**」の実施を研究機関に要請しています。



改正ガイドラインが掲げる不正防止対策強化の3本柱

ガバナンスの強化	意識改革	不正防止システムの強化
不正根絶に向けた最高管理責任者のリーダーシップと役割の明確化	コンプライアンス教育・啓発活動による全構成員への不正防止意識の浸透	監査機能の強化と不正を行える「機会」の根絶
<ul style="list-style-type: none">・最高管理責任者による不正根絶への強い決意表明と役員会等での審議の要件化・監事に求められる役割として、不正防止に関する内部統制の状況を機関全体の観点から確認し意見を述べることを要件化・効果的な内部統制運用のため不正防止のPDCAサイクルを徹底【不正防止計画への内部監査結果の反映等】	<ul style="list-style-type: none">・統括責任者が行う対策として、不正を防止する組織風土を形成するための総合的な取組のプロデュースを要件化・不正根絶に向けた啓発活動（意識の向上と浸透）の継続的な実施を要件化・啓発活動は、コンプライアンス教育と併用・補完し内部監査の結果など認識の共有を図る	<ul style="list-style-type: none">・内部監査の実施にあたり専門的な知識を有する者（公認会計士）の参画を要件化・監事・会計監査人・内部監査部門の連携を強化し、不正防止システムのチェック機能を強化・コーポレートカードの利用等、研究者を支払いに関与させない支出方法の導入等

研究費の適正執行にあたってのお願い

公的研究費に関わるルールは毎年度変化しています。研究費執行の際は、毎年度発行・配付している「研究費執行ガイドブック」をご活用いただき、適正な執行に努めて頂きますようお願い申し上げます。また執行に関わりご不明な点などありましたら、お気軽に各リサーチオフィスの経理担当者までお問い合わせください。



【今年度新規着任された 教員・研究者の方へ】



着任時に必要な研究関連の手続き情報を以下のページにまとめております。本学における研究活動をスムーズに行うために必ず各リンク先の詳細情報をご確認いただき、誓約書等各種書類のご提出のご協力をお願いいたします。

[新規任用教員・研究者 web ページへ ▶](#)

http://www.ritsumei.ac.jp/research/member/researcher_appointment/ra03_2.html/

【今年度公的研究費を応募・受給される教員・研究者の方へ】



公的研究費を応募・受給される際には、コンプライアンス教育を受講するとともに「誓約書」を提出いただく必要があります。昨年度は、2019年度までに受講・提出をされた方に再受講・再提出をいただく年度として大学全体で取り組みを行いました。その結果、2021年度に公的研究費を受給されている方全員の再受講・提出を確認しました。

今後、新たに公的研究費を応募する際にも、再提出状況の確認を行い、未提出の場合は提出の案内をさせていただきます。コンプライアンス教育動画および誓約書の提出（オンライン）案内は以下のページにまとめています。

[コンプライアンス教育の web ページへ ▶](#)

http://www.ritsumei.ac.jp/research/member/research_expenses/05.html/

ニューズレターの発行

このニューズレターは啓発活動の一環として年4回発行し、他機関を含む不正使用事案とその発生要因の共有、内部監査や証憑点検における指摘事項など、研究費の適正な執行のための情報を定期的に発信配信していく予定です。次回は9月発行の予定です。

立命館大学 研究部 〈研究企画課〉
京都市中京区西ノ京朱雀町1

